

取引業者のプライバシーに関する基準

第1条 目的

本取引業者のプライバシーに関する基準（または「本基準」という。）は、イーライリリー・アンド・カンパニーとその関連会社（総称して「リリー」）ととして契約を締結する取引業者が処理するプライバシー及び個人情報の秘密保持の要件を定めている。その目的は、リリー及び取引業者による処理が、適用されるグローバルなプライバシーおよびデータ保護に関する法律を全世界において遵守する事、ならびに、リリーのプライバシー・プログラムの要件に準拠する事を、徹底することである。

第2条 定義

本基準において、太字で表記した用語は、定義された用語であり、下記に定義する他、本基準中において適宜定義する。

- (a) 「**関連会社**」とは、個人またはパートナーシップ、法人、協会、有限責任会社、もしくはその他の形態の組織（以下「**当事者**」）に関して、関連する時点（本契約の発効日現在またはそれ以降）において、1人以上の仲介者を通じて直接的または間接的に、当事者を支配し、または当事者によって支配され、または当事者と共通の支配下にある者を意味します。
- (b) 「**本契約**」とは、リリーと取引業者との間で締結された、すべての修正、発注書、作業指示書、注文書、サービス注文書、スケジュール、または作業明細書を含む、該当する書面または電子契約を意味する。
- (c) 「**適用されるプライバシー法**」とは、制定法、法、条約、規則、規約、条例、規制、許可、判決、命令、差止命令、令状、指令、または政府機関の類似の措置であって、文脈により、一方当事者、一方当事者の関係会社（もしあれば）、当事者の下請業者（もしあれば）またはそれらの代表者による本契約および本基準に基づく義務または行為の履行に適用されるものをいう。適用法は、文脈により、以下を含む。i) 個人情報の取扱いと関連する自然人の保護及びそのデータの自由な移転に関する 2016年4月27日付け欧州議会および欧州委員会規則（EU）2016/679（一般データ保護規則、GDPR）、および、任意のEU加盟国により、その権限に基づき制定された、派生、または関連する国の法令、規則、または規定、(ii) 2018年EU離脱法第3章に拠って英国に保持されている 2019年データ保護、プライバシー、電子取引（改正等）（EU離脱）規則（SI2019/419）（UK GDPR）、iii) スイス連邦の 1992年6月19日連邦データ保護法（スイスFDPA）ならびに iv) カリフォルニア州消費者プライバシー法 2018 や California Privacy Rights Act of 2020 に改正されたもの（以下「**CCPA法**」）等の米国の消費者プライバシーに関連する法律およびこのような法律の実施に関する規則または規制のことをいう。いずれの場合も、随時修正または置き換えられる場合がある。
- (d) 「**同意**」とは、適用されるプライバシー法に従った自身の個人情報の処理について、情報提供を受けた上で、当該処理に対する合意を言明または明確な積極的行動により示す、個人による自発的かつ具体的な意思表示を指す。
- (e) 「**管理者**」とは、単独で、または他者と共同で、個人情報の処理の目的と手段を決定する自然人または法人を意味し、適用されるプライバシー法に基づく同等の用語が含まれる。

取引業者のプライバシーに関する基準

- (f) 「データ主体」とは、個人情報に関連する個人であり、適用されるプライバシー法に基づく同等の用語が含まれる。
- (g) 「データプライバシーフレームワーク」とは、米国商務省および欧州委員会によって策定されたEU-米国間データプライバシーフレームワーク、英国政府によるEU-米国間データプライバシーフレームワークの英国への拡張（UK Extension）、およびスイス連邦政府によるスイス-米国間データプライバシーフレームワークを総称して意味し、いずれも欧州連合、イギリス、スイスから米国に個人情報を合法的に移転するための信頼性の高いメカニズムを提供するように設計されている。
- (h) 「匿名化されたデータ」とは、(i)特定の個人、世帯、またはデバイスに関する情報に関連付けられていない、または合理的に関連付けることが出来ない、および特定の個人、世帯、またはデバイスに関する情報を推測するために合理的に使用できないデータ、および、(ii)そのようなデータが、データの受信者を含め、特定の個人、世帯、またはデバイスに関連付けられたり、リンクしないようにする措置の対象となっているデータをいう。
- (i) 「政府当局」とは、国家または政府、その州またはその他の政治的下位区分、および政府の行政、立法、司法、規制、もしくは行政の機能を行使する、または政府に関連する団体を意味する。
- (j) 「当事者」または「当事者達」とは、本契約に記載されている意味を持つものとし、そのような定義が存在しない場合は、リリーと取引業者、および本契約または本基準に拘束される各当事者の関連会社を意味する。
- (k) 「個人情報」とは、リリーによって提供された又はリリーに代わって提供された、またはリリーのために取引業者又その下請け業者が収集した、特定されたまたは識別可能な自然人に関連する情報、および「個人データ」、「個人情報」、または適用法によって同等の意味に定義されるその他の情報を意味する。個人情報は、あらゆる媒体または形態（コンピューター化された記録または電子記録および書面のファイルを含む）で存在しうる。個人情報は、以下を含むがそれらに限られないものとする。(i) 姓、名もしくはイニシャル、(ii) 自宅住所その他実際の住所、(iii) 電子メール・アドレスその他のオンライン連絡先、(iv) 電話番号、(v) 社会保障番号、納税者番号、日本のマイナンバー（社会保障・税番号）、その他政府発行の識別番号等、(vi) インターネット・プロトコル（「IP」）アドレスもしくはホスト名、(vii) 個人を識別する他の利用可能なデータと組み合わせて継続的に使われる識別子（「クッキー」に保存されている顧客番号もしくはプロセッサ・シリアル・ナンバー）、(viii) 生年月日もしくは治療日、または (ix) 個人情報に由来する符号化データ。
- さらに、他の情報（症例報告書情報、臨床試験識別コード、個人的プロフィール情報、他の一意の識別子またはバイオメトリック情報を含むがこれらに限定されない）が処理される場合、かかる情報も個人情報とみなされる。なお、仮名化された個人情報（追加情報がなければ個人を特定できない情報）も個人情報とみなされる。
- (l) 「処理」、「処理する」または「処理される」は、自動的手段であるか否かを問わず、個人情報について行われる操作もしくは一連の操作（収集、記録、編成、保管、改作もしくは修正、検索、参考、使用、送信による開示、配付、構造化、制限もしくは提供、配置もしくは組み合わせ、遮断もしくは消去、または破棄を含むが、これらに限られない）を意味する。

取引業者のプライバシーに関する基準

- (m) 「**処理者**」とは、管理者に代わって個人情報を処理する自然人または法人を意味し、「復処理者」または「サービスプロバイダー」を含むがこれらに限定されず、適用されるプライバシー法に基づく同等の用語が含まれる。
- (n) 「**個人データ侵害**」とは、移転、保管あるいは他の方法で処理された個人情報の破壊、紛失、改ざん、開示、アクセス、またはセキュリティの侵害、もしくは説明不能な状態のいずれかが、既知または合理的に疑われる不正、偶発的、あるいは不法な行為、適用されるプライバシー法で定義される「個人データの侵害」、「セキュリティインシデント」、または同等の用語のいずれかを意味する。
- (o) 「**プライバシーに関する要請**」とは、取引業者が、個人またはリリー・取引業者間の本契約の当事者でない団体から受領した個人情報に関する要請をいう。
- (p) 「**制限付き移転**」とは、取引業者または復処理者への個人情報の移転、取引業者または復処理者による個人情報の移転、または取引業者または復処理者の2者間での個人情報の移転を意味する。いずれの場合も、標準契約条項、データプライバシーフレームワーク、または適用されるプライバシー法で義務付けられているその他のデータ移転契約がない場合、適用プライバシー法によって条件付けられるか禁止される。
- (q) 「**センシティブ（機微な）個人情報**」とは、個人情報の一部分であり、その性質上、適用されるプライバシー法またはリリーの方針により、追加的にプライバシーおよびセキュリティ保護を受けるに足るものとして分類されたものをいう。センシティブ（機微な）個人情報は、以下を含むがこれらに限らないものとする。
 - (i) 政府発行のすべての識別番号。
 - (ii) 金融口座番号および口座ログイン認証情報。
 - (iii) 個人の医療記録およびバイオメトリック情報（労働者または消費者の健康、身体障害、疾病または製品に対する関心に関する情報を含む）ならびに個人の健康に関するすべてのデータ。
 - (iv) 直接的または間接的に、識別されたまたは識別可能な個人のものであると考えられる生物学的サンプル（組織、血液、尿その他のサンプル等）に由来する健康診断情報、健康情報または遺伝情報。
 - (v) 個人の身元調査報告、および米国消費者報告機関から取得したもので、米国の公正信用報告法が適用される他のすべてのデータ。
 - (vi) 人種、民族的背景、国籍、宗教、哲学的信条、労働組合の組合員資格の有無、政治的志向、性生活もしくは性的指向、犯罪歴、起訴もしくは有罪判決等の履歴または犯罪疑惑といった事項、を明らかにするデータ要素。
 - (vii) その他リリーがセンシティブ（機微な）個人情報に指定する個人情報。例えば（但し、限定されるわけではないが）、日本の個人情報保護法で定義され、規定されている「要配慮個人情報」は、センシティブ（機微な）個人情報に含まれる。
- (r) 「**本サービス**」とは、本契約に基づき取引業者がリリーのために行う特定の業務を意味する。
- (s) 「**標準契約条項（SCC）**」とは、(i)GDPR が適用される場合、2021年6月4日の欧州委員会によ

取引業者のプライバシーに関する基準

る「第三国への個人データ移転のための SCC に関する決定」(SCC 決定)に関連する規定、(ii) UK GDPR が適用される場合、データ保護法 2018 第 119 A 条に基き 2022 年 3 月 21 日に採用された国際データ移転契約書およびデータ保護法 2018 第 119 A 条に基き 2022 年 3 月 21 日に採用された、欧州委員会の国際データ移転に関する標準契約条項の補遺 (Addendum) (iii) スイス FDPA が適用される場合、SCC 決定に付帯し、スイス連邦データ保護情報コミッショナー (FDPIC) によって改正されているスイス連邦からの個人情報の保護に関連する条項、(iv) ブラジルの LGPD が適用される場合、ブラジル国家データ保護局の個人データの国際移転に関するブラジル規則の付属書 II に規定されている関連条項、(v) サウジアラビアの PDPL が適用される場合、サウジアラビアのデータおよび人工知能機関が発行した個人データ移転に関する標準契約条項に規定されている関連条項、並びに(vi) トルコの KVKK が適用される場合、トルコの個人データ保護機関が発行した「個人データの海外移転に関する標準契約」に規定されている関連条項をいう。

- (t) 「復処理者」とは、取引業者によって、または取引業者の代理人として任命され、個人情報を処理する者（第三者および取引業者の関連会社を含むが、取引業者の従業員を除く）を意味し、適用されるプライバシー法に基づく同等の用語を含む。

第 3 条 一般的義務

1. 本契約に基づく取引業者のすべての義務は、本基準の要件に追加されるものである。別段の記載がない限り、取引業者は、リリーに代わって処理者として個人情報を処理します。取引業者は本基準及びリリーの書面による指示に従って本サービスを履行する以外のいかなる目的にも、個人情報の処理、保持、開示を行わず、その他個人情報を使用しないものとする。その処理等には、第三国や国際的な組織への個人情報の移転に関する事も含む。目的外の処理等は、取引業者が対象となっている適用法によって要求されない限り、行ってはならない。法の要求に基づき処理する場合、その法が公益上の重要な理由に基づき通知を禁止しない限り、取引業者は、処理する前に、リリーに法律上要求されている旨を通知する。本基準の要件を完全に遵守すると、本契約に基づく他の義務を履行することができないと取引業者が信ずる場合、または取引業者がこの基準の条件を遵守できないと判断した場合、取引業者は本契約の通知条項に従って、直ちにリリーに通知し、矛盾が解消されるまたは遵守が可能になるまで、取引業者は取引業者及び各復処理者が以下を行わないことを保証するものとする。
 - a. 本契約の満了または終了時に、本契約で明示的に許可されている場合を除き、個人情報を保持する。
 - b. リリーと取引業者の間の直接的な取引関係の外部で、または取引業者自身の事業目的で個人情報を処理する。
 - c. 「共有」または「販売」（いずれも CCPA 法またはその他の適用プライバシー法で定義）、またはクロスコンテキスト行動広告の目的で個人情報を使用または開示する。
 - d. 取引業者がリリーから、またはリリーに代わって受け取る個人情報と、適用されるプライバシー法で明示的に許可されていない限り、他の人からまたは他の人に代わって受け取る個人情報、または取引業者自身の個人から収集した個人情報を組み合わせる。
2. 取引業者は、リリーに対し、以下の目的で合理的かつ適切な措置を講じる権利を付与するものとする。(i) 取引業者（および復処理者）が、適用されるプライバシー法に基づくリリーの義務と一致する方法で移転された個人情報を使用することの保証。(ii) 通知があった場合、個人情報の不正な使用および処理の停止および修復。上記を制限することなく、適切な間隔において、またはリリーの要求に基づき、取引業者は書面によるプライバシーポリシーおよび手順書の写しをリリー

取引業者のプライバシーに関する基準

に提供するものとする。

3. 本基準の別紙A（取引業者がEEA加盟国、英国またはスイスからの個人情報を処理する場合にのみ使用）には、処理の対象と期間、処理の性質と目的、処理される個人情報の種類、および処理の対象となるデータ主体のカテゴリなど、個人情報の処理に関する説明を記載する。リリーは、取引業者の現在の処理義務を反映するために、必要に応じて更新された別紙Aを取引業者に送付することで別紙Aに管理上の変更を加えることができる、もしくは、リリーは取引業者にこれらの特定の処理義務を反映するために別紙Aを修正するよう要請できる。
4. 取引業者が個人情報に関連付けられた、個人情報から派生した、またはその他の方法で個人情報に関連する匿名化されたデータを受け取る、またはその他の方法で処理する場合は、取引業者は以下を行う。(i)匿名化されたデータが個人、世帯、またはデバイスと関連付けられないよう合理的な措置を講じる。(ii)匿名化された形式で情報を維持および使用することを公に約束し、情報の再特定を試みない。(iii)その他、適用されるプライバシー法に基づく匿名化されたデータの保持および処理に適用される要件を遵守する。(iv)更なる受領者に対して、契約上、本第3条第4項のすべての規定を遵守することを義務付ける。
5. 取引業者は、以下の場合は直ちに（72時間以内に）、プライバシーに関する要請を電子メール（privacy@lilly.com）を通じ書面でリリーに通知する。
 - a. データ主体である（またはデータ主体であると主張する）個人から、取引業者が受領した個人情報の閲覧を求める要請を受けた場合や、データ主体から当該個人情報の処理を中止することや、当該個人情報の修正、アクセス拒否、制限もしくは破棄を求める要請を受けた場合など、データ主体から、適用法上の権利に基づく要請を受けた場合。
 - b. 構造化された、一般的に使用されるコンピュータが読み取り可能な形式で個人情報の写しの開示を受けたい旨の要請、および／または個人情報を第三者へ移転してもらいたい旨の要請をデータ主体から受けた場合。
 - c. 取引業者が受領した個人情報について、政府職員（データ保護機関または法執行機関を含む）から閲覧を求める要請、当該個人情報の処理を中止するもしくは開始しないこと求める要請、または政府職員から当該個人情報の修正、アクセス拒否、消去もしくは破棄を求める要請を受けた場合。
 - d. 取引業者が受領した個人情報の処理に関して照会、請求または苦情を受けた場合。
6. 適用法に基づき取引業者に開示を強制する召喚令状または類似の法的文書により政府機関又は第三者から要請を受けた場合を除き、取引業者は、本契約によりまたはリリーの書面により明示的に許可されない限り、プライバシーに関する要請に応じることが許可されない。適用法で認められる最大の範囲で、取引業者は、直ちにかかるプライバシーに関する要請をリリーに開示し、リリーが適切に対応するために合理的に要請する可能性のある支援を提供し、プライバシーに関する要請への対応につきリリーの指示に従う。リリーがプライバシーに関する要請を受けた場合、リリーの要請に応じて、取引業者は直ちにリリーにすべての情報を提供し、リリーが合理的に要請する支援を提供すると共に、かかるプライバシーに関する要請につきリリーの合理的な指示に従う。
7. 取引業者は、本基準の違反になりうると認知した個人データ侵害あるいは個人情報の使用や開示に関する通報について、直ちに徹底した調査を実施する。個人データ侵害や重大な本基準違反の疑いを発見した場合、取引業者は速やかに（48時間以内に）リリーに電子メール

取引業者のプライバシーに関する基準

(privacy@lilly.com) で通知し、リリーが適用されるプライバシー法に基づく当該個人データ侵害についてデータ主体に報告または通知する義務を果たすのに十分な情報をリリーに提供する。さらに上記に関連して、取引業者は潜在的損害を軽減するためリリーを合理的範囲で支援し、根本的原因を分析し、さらにリリーの要請に応じて分析結果および是正計画をリリーと共有する。取引業者は、個人データ侵害や本基準違反への対応にかかる全費用（調査実施費用、適用法、その他の適用される規制、ガイドラインまたは基準において必要なデータ主体およびその他の者への通知費用、一年間の信用モニターを消費者に提供する費用、消費者、規制担当者及びメディアからの問合せへの対応費用を含むが、これらに限られない。）を負担する。適用されるプライバシー法で義務付けられている場合を除き、取引業者は、リリーの書面による事前の同意なしに個人データ侵害について第三者や政府当局に情報を提供したり、公の声明を出さない。

8. 契約した本サービスを履行する際に取引業者が収集またはアクセスする個人情報、本サービスを履行するため、または法的要件を満たすために必要なものに限定されるものとする。取引業者は、本契約に記載した本サービスまたは事業の利用目的の達成に必要な限度に限り、個人情報の処理を行うものとする。本サービスもしくは当該利用目的の達成または法律上の義務に必要な期間に限り、データを保管するものとする。取引業者は、本契約の文書管理条項に従い、個人情報の完全性および通用性を確保するために適正な措置を講じるものとする。
9. 本サービスが個人情報をデータ主体から直接（例えば、登録手続きまたはウェブページを通して）収集することを必要とする場合、取引業者は、各データ主体に予め個人情報の利用に関する明瞭かつ明白で、簡潔、平明で、分かりやすくかつ容易にアクセス可能な通知を行う。通知は、本契約の規定、本基準、適用されるプライバシー法およびリリーの指示に沿ったものでなければならない。取引業者によるデータ主体からの直接の個人情報の収集が、センシティブ（機微な）個人情報の取得にあたって適用されるプライバシー法で義務づけられている場合、取引業者はデータ主体から同意を取得する。ただし、取引業者がウェブページその他の方法で使用条件、プライバシー・ステートメントその他の条項をデータ主体に提示したとしても、処理者としての取引業者の役割を含め本基準に基づく取引業者の義務もしくは権利または取引業者が個人情報を使用できる方法は一切変更されないものとする。
10. 取引業者は、国境を越えて個人情報を移転してはならず、個人情報への遠隔アクセスを従業員、関連会社、請負業者、サービス提供者その他第三者に許可してはならない。ただし、リリーが取引業者に提供する処理の指示書において、かかる国境を越える個人情報の移転または遠隔アクセスが明示的に許可されている場合、または当該移転もしくは遠隔アクセスについてリリーの事前の書面による同意を得ている場合はこの限りではない。取引業者が個人情報をかかる国に移転し、またはかかる国において遠隔アクセスを可能にするため、取引業者は、適用法により必要となりうる遵守体制を整備し、実行することに同意するものとする。
11. リリーは、通常、取引業者が復処理者に個人情報の処理を依頼することを許可するが、取引業者は、復処理者の追加や入れ替えに関する意図的な変更を、少なくとも30日前にリリーに通知するものとし、両当事者が復処理者について合意できない場合、リリーはかかる変更に関する異議を唱える権利および/または本契約を終了する権利を有するものとする。復処理者は、本契約に基づいて取引業者が提供を委託したサービスを提供する目的でのみ個人情報を処理することが許可され、その他の目的で個人情報を処理することは禁止される。復処理者に個人情報へのアクセスを許可する前に、取引業者は、下請処理者が本契約に規定されている条件と同等以上の保護条件を遵守することを要求する書面による契約を締結したことを確認するものとする。制限付き移転が関与する範囲で、取引業者は、復処理者が最初に個人情報を処理する前に、標準契約条項が復処理者

取引業者のプライバシーに関する基準

との契約に関連するすべての時期に組み込まれていること、または復処理者が関連する個人情報のデータプライバシーフレームワークに基づいて認定されていることを確認するものとする。取引業者は、復処理者の作為および不作為について、その作為または不作為が取引業者によって行われた場合と同程度に、引き続き全責任を負う。

12. 本契約における取引業者の義務を損なうことなく、取引業者は、個人情報の処理に関する問い合わせ、請求、苦情、および要求に対応するためにリリーに協力する。
13. 取引業者は、本契約に基づくリリーの履行に必要な場合、リリーがこれらの個人の個人情報を処理できるようにするために、その従業員および承認された復処理者から必要なすべての承認を確保する。これには、リリーのシステムまたは施設へのアクセスに必要な情報、個々の実績測定基準の維持、および同様の情報を含む。

第4条 制限付き移転

1. EEA、英国、スイスからの制限付き移転。上記事項に影響を及ぼすことなく、本契約の一部として、取引業者が制限付き移転に従って（直接的または間接的に）個人情報を受領する場合（これには、EEA加盟国、英国またはスイスから欧州委員会、英国政府又はスイス連邦データ保護情報コミッショナーにより適切なデータ保護を提供すると見なされていない国にリリーが送付する個人情報を含むがそれに限定しない）、取引業者とリリーは次のように合意する。
 - a. 標準契約条項（SCC）を遵守し、これに従って個人情報を処理すること。SCCは、第4条第2項に従い、参照により明示的に組み込まれ、取引業者を「データ輸入者」（または場合によっては「処理者」または「復処理者」とし、リリーを「データ輸出者」または管理者とする。に課せられる義務を履行する。
 - b. 取引業者がデータプライバシーフレームワークに基づいて認定されている場合、この取引業者は(a)当該認定に、本契約で定められた取引業者による本サービス、および個人情報に対する意図された処理が含まれていること、および(b)取引業者が個人情報を処理している期間、かかるデータプライバシーフレームワークにおいて、取引業者が認定された状態であることを保証する。
2. 両当事者は、SCCのモジュール2が適用されることに同意し、以下が適用される。
 - a. リリーは、データ輸出者および管理者とする。
 - b. サプライヤーは、データ輸入者および処理者とする。
 - c. オプション条項7（モジュール2のドッキング条項）が適用されるものとする。
 - d. 第9条（復処理者の使用）：オプション1は、本基準の復処理者セクションに従って適用されるものとし、「期間」は第3条(11)と同じであるものとする。
 - e. オプション条項11(a)（救済）は適用されないものとする。
 - f. 第13条(a)（監督）には、以下が適用されるものとする。第4条(2)(g)に示されているように、本条に基づいて個人情報が移転されるデータ主体、またはその行動が監視されるデータ主体が所在する加盟国の監督当局が、管轄監督当局として行動するものとする。
 - g. 第17条（準拠法）オプション1が適用され、指定された加盟国はオランダする¹。

¹別紙として添付する場合、リリーはドイツ、フランス、イタリア、ベルギー、またはアイルランドにも同意できる。取引業者が準拠法または法廷地および管轄権の選択についてこれらの国のいずれかに同意しない場合は、Legal AIPC チームにエスカレーションすること。

取引業者のプライバシーに関する基準

7. サウジアラビア王国からの制限付き移転。上記事項に影響を及ぼすことなく、本契約の一部として、取引業者が制限付き移転に従って（直接的または間接的に）個人情報を受領する場合（これには、サウジアラビア王国からサウジアラビアのデータおよび人工知能当局により適切なデータ保護を提供すると見なされていない国にリリーが送付する個人情報を含むがそれに限定しない）、取引業者とリリーは次のように合意する。
 - a. SCC を遵守し、これに従って個人情報を処理すること。SCC は、第 4 条第 8 項に従い、参照により明示的に組み込まれ、取引業者を「データ輸入者」（または場合によっては「処理者」または「復処理者」）とし、リリーを「データ輸出者」または管理者とする。に課せられる義務を履行する。
8. 両当事者は、テンプレート 2（管理者から処理者）が適用され、以下が適用されることに同意するものとする
 - a. SCC の付録 1 は、本基準の別紙 A に規定された情報により完了したものとみなす
 - b. SCC の付録 2 は、本基準の別紙 A に規定された情報で完了したものとみなす
 - c. SCC の付録 3 は、本基準の別紙 B に定める情報により完了したものとみなす
9. トルコからの制限付き移転。上記事項に影響を及ぼすことなく、本契約の一部として、取引業者が制限付き移転に従って（直接的または間接的に）個人情報を受領する場合（これには、トルコからトルコの個人データ保護機関により適切なデータ保護を提供すると見なされていない国にリリーが送付する個人情報を含むがそれに限定しない）、取引業者とリリーは次のように合意する。
 - a. 標準契約条項（SCC）を遵守し、これに従って個人情報を処理すること。SCC は、第 4 条第 10 項に従い、参照により明示的に組み込まれ、取引業者を「データ輸入者」（または場合によっては「処理者」または「復処理者」）とし、リリーを「データ輸出者」または管理者とする。
10. 両当事者は、モジュール 2（管理者から処理者）が適用され、以下が適用されることに同意するものとする
 - a. 第 8 条第 2 項は、本基準の復処理者の項に従って適用され、「期間」は第 3 条 (11) と同じとする
 - b. 第 10 条、任意の言語は適用しない
 - c. 第 16 条[データ輸出者/データ輸入者]は、トルコの個人データ保護当局に通知する義務を果たすことに同意する
 - d. SCC の付属書 I は、本基準の別紙 A に定める情報により完了したものとみなす
 - e. SCC の付属書 I の移転分野の法的根拠は、[“契約の当事者の個人データの処理が必要であり、それが契約の成立または履行に直接関連する場合”、またはトルコの KVKK によって許可されたその他の法的根拠] である。
 - f. SCC の付属書 II は、本基準の別紙 B に定める情報により完成されたものとみなす
 - g. SCC の付属書 III は、本基準の別紙 A に規定された情報により完了したものとみなす
11. 制限付き移転に必要な必要な SCC の実行に先立ち、取引業者は、リリーが個人情報を移転し、取引業者による個人情報の処理が適用される国の、個人データを開示要件や公的機関によるアクセスを許可する措置を含む、個人データの処理に適用される法令及び慣例が、取引業者による SCC 上の義務の履行を阻むものか否かをリリーが判断するために合理的に必要な全ての情報を、リリーに対し提供しなければならない。取引業者は、本契約により、SCC における受益権を適切な第三者に与える。取引業者は、いかなる理由であれ、SCC で要求されるのと同等の保護の基準を達成できないと合理的に判断した場合、リリーに対し速やかにその判断を書面によって通知し、個

取引業者のプライバシーに関する基準

個人情報に関する補足的、組織的または技術的な方法の適用を含め、かかる処理を速やかに修正し、修正が不能な場合には、当該個人情報に関する一切の処理を停止する。

12. 取引業者が何らかの理由で前述の第1項(a)または(b)、第5項(a)、第7項(a)、または第9項(a)を遵守できない場合、取引業者は直ちにリリーに通知する。両当事者は、直ちに協力して、適切な代替の移転および遵守方法を決定し実施するものとする。
13. 取引業者が、制限付き移転の対象となった個人情報を、充分性認定を受けない第三国の公的機関への開示を求める法的手続き受領した場合、取引業者は、速やかに、また該当する場合は、(i) 法的手続きが本基準に基づいて提供される保護措置と互換性がないこと、及びその結果として取引業者の義務に抵触することを関連する公的機関に通知する、(ii) 法的手続きについて速やかにリリーに通知し、法的に禁止されていない限り、写しを提供する、(iii) 法的手続きの合法性を評価する、(iv) 法的手続に合理的な努力を払い、法的手続の有効性に異議を唱える理由がある場合には、その手続に対応する、(v) 関連する裁判所または当局が当該案件を決定するまで、法的手続の効力を停止するための暫定措置を求める、(vi) 適用される手続き規則に基づいて開示を求められるまで、個人情報の開示を控える、(vii) その合理的な解釈に基づき、法的手続きに対応する際に許容される最小限の個人情報を提供する。
14. いずれの場合も、各当事者は、当該移転措置および遵守方法の決定および維持に関して発生する自己の費用を負担するものとする。リリーおよび取引業者は、相互の書面合意により、データ移転契約またはその他遵守方法を終了または変更することができる。

第5条 個人情報の秘密保持

1. 個人情報は、本契約にて定義される機密情報とみなされ、取引業者は、本契約の履行のために処理されたすべての個人情報を、本契約に従って厳重に保持しなければならない。取引業者は、本サービスを履行するために個人情報にアクセスする必要があるため、個人情報の機密を保持する拘束力を有する義務を負う従業員および取引業者の社内で業務を行う請負業者のみに個人情報を提供する。取引業者は、リリーが3(i)によって明示的に許可しない限り、個人情報を第三者（復処理者を含む）に開示、送信または提供してはならない。
2. 取引業者がリリーのための本サービスの履行を中止する場合、取引業者は、リリーの選択に従い、30日以内にすべての個人情報（個人情報を含む全ての写しおよびすべての媒体と共に）をリリーに返却するか、情報セキュリティ基準の第9条に従い、すべての個人情報を安全に破棄し、その旨をリリーに証明する。

第6条 セキュリティ

1. 取引業者は、本契約の一部であるリリーの情報セキュリティ基準（ISS）に従い、偶発的もしくはは不法な破損、改変または不正な開示もしくははアクセスから個人情報を保護するために、適切な運用上、技術上および組織上の方策を文書化し、実施していなければならない。かかる方策は、個人情報の機密性に見合ったものでなければならない。取引業者は、安全手段の管理、システムおよび手順の有効性および回復力（レジリエンス）を定期的に試験またはその他の方法で監視する。取引業者は、個人情報のセキュリティ、機密性、可用性および完全性に対して合理的に予見できる内外のリスクを定期的に特定し、かかるリスクを制御するための保護措置（個人情報の仮名化および暗号化を含む）が適切に講じられるよう徹底する。適用法に従って、取引業者

取引業者のプライバシーに関する基準

は、従業員および復処理者がセキュリティ・プログラムの要件を遵守しているかを監視するものとする。

2. 取引業者は、本契約および適用されたSCCの遵守を証明するために、必要な全ての文書を保持するものとし、個人情報の処理に関して適用されるプライバシー法で要求される可能性のある文書を保持するものとする。リリーの要請に応じて、取引業者は、そのデータ処理施設を、リリーの監査対象とするものとする。監査は、リリー（またはリリーが選択する独立検査会社）により実施されるものとする。取引業者は、取引業者の経費負担にて当該監査に全面的に協力するものとする。当該監査により、取引業者のセキュリティ計画に重大な欠陥または弱点があることが明らかになったり、本契約違反が明らかになった場合、リリーは、かかる問題が解決されるまで取引業者への個人情報の送信を停止し、取引業者による当該個人情報の処理を停止させる権利を有するものとするが、これによりリリーの他の権利に影響を与えるものではない。さらに、取引業者のセキュリティプログラムにおける欠陥に対応する、あるいは違反を是正し再発を防止するため必要な変更を、取引業者は自己の経費と出費で直ちに実施する。

第7条 適用されるプライバシー法の遵守

1. 取引業者は、個人情報の処理のための法律上および規制上の要件について精通していなければならない。取引業者は、本サービスのために処理を行うだけでなく、処理にあたりすべての適用法を遵守していなければならない。
2. 取引業者は、政府機関、規制当局および監督当局との協力、データ保護影響評価、ならびに欧州委員会、英国政府又はスイス連邦データ保護情報コミッショナー（データの移転元の場所に基づいて該当）がデータ保護のレベルがSCCで要求されるものに対し不十分であると見なす国の法令及び慣例の評価協力を含め、リリーが適用されるプライバシー法を遵守できるよう、直ちにリリーを支援し、協力する。
3. 適用されるプライバシー法により義務づけられている場合、取引業者はデータ保護責任者を任命し、同責任者の氏名および連絡先情報をリリーに連絡し、同責任者に変更があれば常にリリーに通知しなければならない。

第8条 責任／補償

1. 取引業者が本基準に違反した場合、それによってリリーが被った責任、損失、請求、傷害、損害または費用（合理的な弁護士費用を含む）について、リリーを補償し、リリーを免責する。これには、本契約によって想定された以外の個人情報の使用によって生じる第三者への支払いも含むが、これに限られない。本契約の他の条項にかかわらず、本基準に違反する個人情報の収集、使用、開示または保持については、責任の排除や限定は認められないものとする。

第9条 分離

1. 本基準のいずれかの条項が無効または執行不能となった場合でも、本基準の残りの部分は引き続き有効であり、効力を有するものとする。無効または執行不能な条項は、(i)両当事者の意図を可能な限り維持しながら、その有効性および執行可能性を確保するために必要な最小限の範囲で修正するか、またはそれが不可能な場合は、(ii)無効または執行不能な部分を含まないように解釈する。

取引業者のプライバシーに関する基準

別紙 A

取引業者のプライバシーに関する基準に準拠したデータ処理に関する情報フォーム
(取引業者が EEA 加盟国、英国またはスイスからの個人情報を処理する場合にのみ使用)
(取引業者が記入しリリーに返送)

A. 当事者のリスト

データ輸出者

1)	名前	[契約締結するリリー事業体]
	住所	本契約に規定されているとおり
	担当者の氏名、役職、連絡先の詳細	本契約に規定されているとおり
	本条項に基づいて移転されるデータに関する活動	本契約に記載されているサプライヤーのサービスの使用
	役割 (管理者/処理者)	管理者

データ輸入者

1)	名前	[契約締結する取引業者の事業体]
	住所	本契約に規定されているとおり
	担当者の氏名、役職、連絡先の詳細	本契約に規定されているとおり
	本条項に基づいて移転されるデータに関する活動	本契約に記載されているサプライヤーのサービスの提供及びサポート
	役割 (管理者/処理者)	処理者

B. データ移転の説明

取引業者は、知りうる限りにおいて、以下の記載が正確であることを表明する。

1. **データ主体の分類**：本サービスの一部として取引業者が処理するデータ主体に関連し、個人情報に移転/処理されるデータ主体の分類を選択（以下から選択）

- 従業員
- 消費者 (End User)
- 医療関係者 (Healthcare Provider)
- 動物医療関係者 (Animal Healthcare Provider)
- 臨床試験の被験者
- 臨床試験担当医師
- 取引業者または他の事業者の従業員
- その他（具体的に記載）： [入力]

2. **個人情報の分類**：移転/処理されるデータ主体の分類を選択（以下から選択）

- 従業員データ
- 消費者データ
- 医療関係者 (Healthcare Provider) データ

取引業者のプライバシーに関する基準

- 動物医療関係者（Animal Healthcare Provider）データ
- 臨床試験の被験者データ
- 臨床試験担当医師データ
- 取引業者または他の事業者の従業員データ
- その他に処理される個人情報（具体的に記載）：

3. 移転される機密データ（該当する場合）並びにデータの性質と関連するリスクを十分に考慮した上で適用される制限または保護措置、例えば、目的の厳格な制限、アクセス制限（専門的なトレーニングを受けたスタッフのみのアクセスを含む）、データへのアクセスの記録の保持、移転の制限、または追加のセキュリティ対策など： ³

4. 移転の頻度（例：1回限りのデータ移転か、継続的な移転か）

移転は以下で行う（いずれかを選択）

- 継続的
- から開始し、 で終了する 1 回限り

5. 処理の主題と性質

処理の性質（すなわち、提供するサービス）は、本契約に記載のとおり。

6. データの移転と更なる処理目的

本契約に記載されているとおりにサービスを提供するため。

7. 処理の期間：個人情報の保存期間、またはそれが不可能な場合には、その期間を決定するために使用される基準

個人情報は本契約の期間中保持され、その後、取引業者は、適用されるプライバシー法で別段の定めがない限り、個人情報を削除する。

8. （復）処理者への移転の場合は、処理の対象、性質及び期間も指定する

9. 承認された復処理者

本サービスにおいて取引業者が処理するリリーの情報（以下から選択）

認定復処理者の会社名（取引業者の関連会社を含む）	問い合わせ窓口の詳細	処理の詳細（主題、性質、及び復処理の期間）	サービス場所	保護措置
[各復処理者の正式名称を含める]	[連絡先の氏名、役職、連絡先の詳細を含める]	[復処理者が行う処理の詳細を含める]	[サービスが提供される場所/データが保存される場所を含める]	[データ受領者が EEA/UK 外に所在する場合は、実装されている追加の保護措置（署名入りの SCC など）を指定する]

³ SPI のカテゴリをここにリストするか「該当なし」と記載ください。

取引業者のプライバシーに関する基準

取引業者のプライバシーに関する基準の別紙 B 技術的及び組織的な対策

<https://www.lilly.com/suppliers/supplier-resources> に掲載された、本契約またはその後の修正の日付時点で有効であったリリーの情報セキュリティ基準が、以下に記載される追加の処理者の対策とともに優先されるものとする。